

第 6622 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 2月 16日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 給与課税されない在宅勤務費用

Q : 社員が在宅勤務した場合の通信費や電気代ですが、給与課税されないためには、どうしたらいいですか？

A : 業務に使用した費用を合理的に計算する必要があります。

【解説】

通信費や電気代が給与課税されないためには、社員が負担した家事部分を含めた金額を合理的に計算して、業務に使用した費用だけを精算しなければなりません。

合理的な計算方法には、たとえば次のような方法があります。

① 電話の通話料

通話明細書で業務にかかった料金を計算します。業務のために通話を頻繁に使う場合には、以下の算式で計算する方法も認められます。

② 電話の基本使用料

業務のために使用した部分を以下の算式のように合理的に計算します。

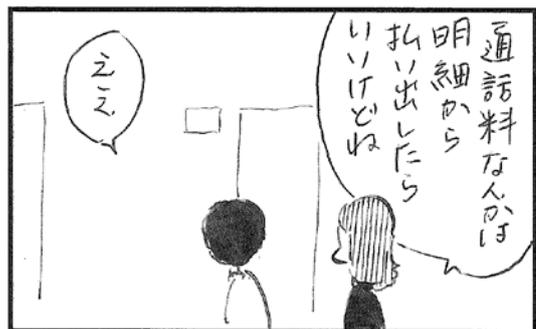
③ インターネット基本使用料やデータ通信料
業務のために使用した部分を以下の算式のように合理的に計算します。

【算式】

業務のために使用した費用 = 社員が負担した1か月の基本使用料や通信料等 × 社員の1か月の在宅勤務日数 ÷ その月の日数 × 50%

④ 電気代

電気代は、費用を業務のために使用した床面積で按分する方法などが認められます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】